

議第 140 号

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例について

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

感染症防疫作業手当の支給対象を明確化するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年下呂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(感染症防疫作業手当)</p> <p>第3条 感染症防疫作業手当は、感染症防疫作業に従事する職員が感染症（<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症のうち第6条第2項及び第3項に定める感染症又は市長が認める感染症（以下「感染症」という。）</u>）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したときに支給する。</p>	<p>(感染症防疫作業手当)</p> <p>第3条 感染症防疫作業手当は、感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したときに支給する。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

【参考資料】

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

感染症防疫作業手当の支給対象を明確化するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 感染症防疫作業手当の支給対象を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症のうち第6条第2項及び第3項に定める感染症又は市長が認める感染症とします。

(第3条関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

(附則関係)